

別表 1

食中毒発生防止等衛生上の観点から、提供可能な品目としては直前に加熱調理し、そのまま提供できる品目に限っています。不明な品目につきましては、相談してください。

なお、現場での調理は、あまり複雑な工程とならないようにしてください。
また、自宅台所など営業許可のない場所での下ごしらえはできません。

提供可能な品目例

	食 品 例
焼き物	焼きそば，焼き鳥，お好み焼，焼餃子
煮 物	おでん，豚汁
揚げ物	唐揚げ，コロッケ
蒸し物	シューマイ
めん類	ラーメン，うどん
米 飯	チャーハン※
飲み物等	ビール，日本酒，ワイン，ジュース等

※市販の既製品を使用した調理に限る。

次の品目については、調理、提供を控えるよう指導しているため、よろしくお願いいたします。

提供できない品目例

弁 当 ・ サンドイッチ ・ バーガー ・ 寿 司 ・ 刺 身 ・ 鳥刺し ・ サラダ ・ 生野菜 ・ 生果物 ・ 生ハム ・ 冷やし麺 ・ 冷 奴 ・ 漬 物 ・ 手作りドレッシング ・ プリン ・ 生ジュース ・ 生クリーム 等
--

※ 飲食店営業許可の手続きなどに関しては、別添の「営業許可申請の手引き（蔵本どおり屋台用新規）」を参考としてください。

問い合わせ先：呉市保健所 生活衛生課 TEL（０８２３）２５－３５３６